

立川市長期継続契約を締結することができる契約に関する運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、長期継続契約の締結に関し、立川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成24年立川市条例第41号）及び立川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成25年立川市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(長期継続契約の対象とする契約)

第2条 長期継続契約の対象とする契約、契約期間等については、別表に掲げるとおりとする。

(契約条項の特記事項等)

第3条 長期継続契約の契約書には、次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であること。
- (2) 契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、発注者から契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (3) 前号の規定により受注者に損害が生じた場合は、その損害の賠償を発注者に請求できること。なお、賠償額については、発注者及び受注者で協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第4条 長期継続契約に関する入札及び契約を締結するに当たっての留意事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 件名には、末尾に「(長期継続契約)」と記載すること。
- (2) 予定価格は、契約期間全体の金額で設定すること。
- (3) 競争による対象業者の範囲は、立川市条件付き一般競争入札実施基準（平成17年8月1日財務部長決定）の例によることとし、履行開始日から1年相当分の予定価格及び発注限度額により決定するものとする。
- (4) 債務負担行為設定中の契約、内容の変更又は解除が明らかに設定想定される

契約及び期間内の月額又は単価契約の場合に単価が一定でない契約は、原則として対象としない。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

類型	対象とする契約	適用に当たっての留意点	契約期間
物品の借入れ	電子計算機、事務用機器及び 業務用機器の借入れ ソフトウェアの借入れ 自動車の借入れ	耐用年数を経過した物品、リース期限の経過した物品の再リースについては、適正な期間を設定すること。	5年（自動車の借入れは、7年）
	その他市長が適当と認めたもの		5年
物品の保守、 電子計算機のプログラム保守運用	電子計算機、事務用機器及び 業務用機器の保守 電子計算機処理に関するプログラム保守及び運用	物品の借入れ契約に応じた期間を設定すること。	3年
施設の維持管理	施設の警備、清掃、受付その他の施設の維持管理 施設の電気設備、機械設備等の保守及び運転管理	業務に精通していないと適切な行政運営に支障が生じるおそれがあるものを対象とする。	3年
機械警備	施設の機械警備	設備等の耐用年数に応じた適正な期間を設定すること。	5年
廃棄物収集運搬	家庭ごみ等収集運搬	運搬車等の耐用年数に応じた適正な期間を設定すること。	5年（特別な運搬車等を要する業務は6年）
その他	市長が適当と認めた役務の提供を受ける業務		3年

備 考

- (1) 物品の借入れの契約期間については、耐用年数等により定める。
- (2) 対象とする契約は例示であり、これに限定されるものではない。